

# 日本ユーフォニアム・チューバ協会規約書

1. 名称 この協会の名称を、日本ユーフォニアム・チューバ協会 (Japan Euphonium Tuba Association、略称J.E.T.A.) と称す。
2. 所在地 この協会の本部を東京都日野市日野1111-1-E508 岡村由香里内に置く。
3. 目的 我国のユーフォニアム・チューバ界の向上発展と内外のユーフォニアム・チューバ奏者相互の友好親睦を目的とする。
4. 事業 この協会は前条の目的達成のため、次の事業を随時実施する。
  - (1) 会報等による情報発信、会員証の発行
  - (2) フェスティバル、シンポジウム、コンクールの開催
  - (3) 音楽会、講習会の後援
  - (4) 海外ユーフォニアム・チューバ奏者及びその関連団体との交流
  - (5) 国内に於ける他の楽器の協会及びその関連団体との交流
  - (6) その他、この協会の目的達成のために必要なすべての事業
5. 会員 この協会の主旨に賛同し、規定の会費を納入した者を会員とし、次の基準を置く。
  - (1) A会員 : 職業演奏家及び教育者
  - (2) B会員 : 一般
  - (3) 学生会員 : 学校教育法が定める学校教育施設及び専修学校等に在籍する者、及び、それに準ずる者と理事長が判断した者
  - (4) 名誉会員 : 我国のユーフォニアム・チューバ界に功績があり、常任理事会により推薦された者
  - (5) 賛助会員 : この協会の主旨に賛同し、規定の会費を納入した個人及び事業団体等
6. 退会 会員が死亡したとき、自ら退会を届け出たとき、会費未納時の督促に応じない時、著しく当協会の名譽を傷つける言動のあった場合、反社会的 勢力の構成員またはそれに関係すると判明した場合、会員の資格を失う。
7. 役員 この協会に次の役員を置く。
  - (1) 理事長 1名
  - (2) 副理事長 2名
  - (3) 常任理事 若干名
8. 監査 この協会に監査を2名置く。
9. 理事 この協会に若干名の理事を置く。
10. 名誉会長 この協会に1名の名誉会長を置くことができる。
11. 名誉副会長 この協会に1名の名誉副会長を置くことができる。
12. 顧問 この協会に若干名の顧問を置くことができる。

13. 任免 この協会の役員等の任免は下記の規定によって行う。

- (1) 役員は総会に於いて、A・B会員の中から推薦され、総会出席者の過半数の信任を得て選出される。
- (2) 理事長／副理事長の任期は1期4年とし、最大2期8年までの再任を可能とする。
- (3) 理事長／副理事長を除く常任理事の任期は1年とし、再任を妨げない。
- (4) 理事は常任理事会がA・B会員の中から委嘱し、会の円滑な運営を補佐する。
- (5) 常任理事会は運営の円滑を計るため、事務局を設置する。
- (6) 名誉会長、名誉副会長は常任理事会が名誉会員の中から委嘱し、任期は無期、会費及び臨時会費は徴収しない。
- (7) 顧問は常任理事会が委嘱し、任期は無期、会費及び臨時会費は徴収しない。

14. 運営 この協会はA・B会員によって運営される。

- (1) 総会 : 1年に一回理事長が招集する。必要があれば臨時総会を持つ事が出来る。総会は協会の2分の1（委任状を含む）以上の出席をもって成立する。
- (2) 常任理事会：理事長、副理事長、常任理事によって構成され、必要に応じて随時開催する。
- (3) 理事会 : 常任理事及び理事によって構成され、必要に応じて随時開催する。
- (4) 議決 : 会議の議長は出席者の中から選任し、議決は出席者の過半数をもって決する。
- (5) 事務局 : 理事長に直属し、総会及び常任理事会の決定に基づき会務を執行する。

15. 会計及び会費 この協会の経費は会費、寄付金、助成金、その他の収入を以てこれにあてる。

- (1) 会費：この協会の会費は次の通りとする。
  - [1] A会員 8,000円 (年額)
  - [2] B会員 4,000円 (年額)
  - [3] 学生会員 3,000円 (年額)
  - [4] 名誉会員 特に会費は徴収しない
  - [5] 賛助会員 一口 10,000円で2口以上 (年額)
- (2) 会費の納入：会費は毎年4月末日までに納入されていなければならない。A/B/学生会員の会費納入は自動口座振替によって行うものとする。事業の内容によっては随時臨時会費を徴収することもある。一度納入された会費はいかなる場合も返却しない。
- (3) 会費の減免：自己の帰責事由なく会費の支払いが困難な会員については、会費の減免を行う事ができる。その決定は常任理事会の審議に基づき、理事長が最終決定を行う。
- (4) 協会運営費として、その運営（実務）に携わる者には人的経費を支払う。
- (5) 当協会の主旨に沿う目的と常任理事会が認めた場合は、他団体主催の催しへの協力を行う。
- (6) 会計年度：この協会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

随則

- (1) 本協会の運営の細目については、常任理事会により決定する。
- (2) 会則及び規約の改正については、総会の議決を必要とする。
- (3) この規約は昭和60年12月1日より実施する。  
(平成4年4月19日、平成7年6月17日、平成13年4月29日、平成15年4月29日、平成18年4月29日、平成24年4月29日、平成27年4月29日、平成28年5月8日一部改定)